

2018年度の介護保険制度改正の事業所への影響が
この1冊でまるごとわかる

2018年度
改正を乗り切る!

事業者のための 介護保険制度 対応ナビ

運営基準・
介護報酬改定
速報

本間清文 編著

介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員。施設、在宅、行政と様々な角度から介護の現場に関わり続けて23年。難解で抽象的な専門用語や介護の事象を現場実践に根差した、分かりやすく、親しみやすい言葉で表現することに定評がある。

ホームページ 「介護支援.net」 <http://kaigosien.blogspot.jp/>

A5判・単行本・192頁 定価：本体1,600円＋税

人員・設備・運営基準の改正要点、
介護報酬の単位数、算定要件、
対応のポイント等の最新情報を
現場を知り尽くした著者がナビゲーション



読みやすさ・わかりやすさを重視した図表と事業者目線のポイント解説で、
今後の事業所への影響が短時間で理解できる!

制度施行スケジュール一覧で、
段階施行や見逃しがちの経過措置にも対応!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

主な制度施行スケジュール

第1章 こう変わる！事業の運営と報酬

2018年度介護報酬改定について

地域ごとの1単位の単価

地域区分の適用地域(平成30年度～32年度)

1. 居宅介護支援 / 2. 訪問介護 / 3. 通所介護・地域密着型通所介護
4. 療養通所介護 / 5. 認知症対応型通所介護 / 6. 通所リハビリテーション / 7. 訪問看護 / 8. 福祉用具貸与
9. 訪問入浴介護 / 10. 訪問リハビリテーション / 11. 短期入所生活介護
12. 短期入所療養介護 / 13. 居宅療養管理指導
14. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 15. 夜間対応型訪問介護
16. 小規模多機能型居宅介護 / 17. 看護小規模多機能型居宅介護
18. 認知症対応型共同生活介護
19. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
20. 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
21. 介護老人保健施設 / 22. 介護療養型医療施設 / 23. 介護医療院

第2章 他にも変わる！改正要点

介護保険法改正の全体像

1. 消えゆく、元・訪問介護員のケアマネジャー
2. ケアマネ事業所の指定権限移譲

3. お泊まりデイなどにもスプリンクラー設置義務付け
4. 新規参入が困難に?! 地域密着型デイサービス
5. 介護、障害の一体的運営を可とする共生型サービス
6. 協議による指定拒否にショートステイも追加
7. 市町村意見により、都道府県の指定に条件付与
8. 利用料3割負担者の登場がもたらす経営への影響
9. 介護保険で発生する費用負担を障害福祉施策により軽減
10. 有料老人ホーム、情報公表と利用者保護
11. 有料老人ホーム、事業の制限・停止処分が可能に
12. 福祉用具レンタル高額はなぜ値対策
13. ISDN請求と(原則)紙請求の終了

第3章 今後の制度・業界の行方と対応(地域包括ケアの目指すもの)

1. 介護ロボットは現場に何をもたらすか
2. 開国やむなし?! 外国人介護職とチームケア
3. 介護保険の根幹をゆさぶる「混合介護」とは何か
4. 地域包括ケアシステムの目的は無駄の排除
5. 加算・減算に振り回されるな
6. どうなった? ケアプラン有償化
7. 保険者機能の強化で利用者が減少?!
8. 労働者としての介護者家族支援あれこれ

3 通所介護・地域密着型通所介護

基本報酬の時間区分が1時間ごとに見直し厳格に振り分けられるようになった。3時間未満の半日型サービスへの影響は必至。

1 基本報酬のサービス提供時間区分の見直し 規模ごとの基本報酬の見直し

●通所介護(通常規模型)

3時間以上	基本報酬 1,382単位
4時間未満	基本報酬 2,415単位
4時間以上	基本報酬 3,475単位
5時間未満	基本報酬 4,522単位
5時間以上	基本報酬 5,576単位
6時間未満	基本報酬 6,609単位
6時間以上	基本報酬 7,636単位
7時間未満	基本報酬 8,654単位
7時間以上	基本報酬 9,659単位

●例1) 通常規模事業所

所費時間	基本報酬 1,645単位
7時間以上	基本報酬 2,761単位
8時間未満	基本報酬 3,883単位
8時間以上	基本報酬 4,103単位
9時間未満	基本報酬 5,155単位
9時間以上	基本報酬 6,222単位
10時間未満	基本報酬 7,297単位
10時間以上	基本報酬 8,386単位
11時間未満	基本報酬 9,481単位
11時間以上	基本報酬 10,581単位

●例2) 大規模事業所(目)

所費時間	基本報酬 1,595単位
7時間以上	基本報酬 2,702単位
8時間未満	基本報酬 3,824単位
8時間以上	基本報酬 4,926単位
9時間未満	基本報酬 6,009単位
9時間以上	基本報酬 7,111単位
10時間未満	基本報酬 8,222単位
10時間以上	基本報酬 9,344単位
11時間未満	基本報酬 10,477単位
11時間以上	基本報酬 11,621単位

ポイント! 従来は時間10分のサービス利用でも7時間の介護報酬を請求できた。しかし、今改正により、それができなくなります。7時間の請求もする場合は7時間以上の時間未満のサービス単価を付与しなければなりません。日中の短時間労働者を中心に事業を切り継いでいた通所介護においても、長時間のサービス提供を行うことも困難ではなくなっています。また、長時間の利用は事業としても負担が大きくなり、すべてが同時に発生するとは考えにくいので、その点では、今改正でも通所介護への打撃は大きいと考えられます。

また、これまで半日型として午後と午後を単位に分けて請求する通所介護も多くなりました。その場合は、午前:3時間10分程度、午後:3時間程度の中で1単位を7時間以上の時間未満のサービス単価での請求が請求できるようになりました。しかし、今改正で、それも取り除かれることとなります。半日型サービスのうちにも大きな事業影響を及ぼせる事業者が出てくるかもしれません。その点で通所介護の意向が自治体の意向を左右しますから、注意深く観察していく必要があります。

2時間ごとの設定をしている基本報酬を以下のとおり見直し。

●例1) 通常規模事業所

所費時間	基本報酬 1,645単位
7時間以上	基本報酬 2,761単位
8時間未満	基本報酬 3,883単位
8時間以上	基本報酬 4,103単位
9時間未満	基本報酬 5,155単位
9時間以上	基本報酬 6,222単位
10時間未満	基本報酬 7,297単位
10時間以上	基本報酬 8,386単位
11時間未満	基本報酬 9,481単位
11時間以上	基本報酬 10,581単位

●例2) 大規模事業所(目)

所費時間	基本報酬 1,595単位
7時間以上	基本報酬 2,702単位
8時間未満	基本報酬 3,824単位
8時間以上	基本報酬 4,926単位
9時間未満	基本報酬 6,009単位
9時間以上	基本報酬 7,111単位
10時間未満	基本報酬 8,222単位
10時間以上	基本報酬 9,344単位
11時間未満	基本報酬 10,477単位
11時間以上	基本報酬 11,621単位

6 協議による指定拒否にショートステイも追加

都道府県指定に市町村が「チョット待った!」

市町村は下記3つの条件を満たす場合に、訪問介護等の指定に際し、都道府県に協議を求め、都道府県は指定の拒否が行えます。⇒p.154参照

協議による指定拒否の対象と権限

対象サービス	訪問介護、通所介護、(新)短期入所生活介護(ショートステイ)
影響範囲	指定の拒否もしくは、サービス提供範囲や利用者の制限等

指定拒否の協議を行える条件

1[条件] 次の①のいずれも満たす場合に該当する

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(その他の厚生労働省令で定めるもの)の指定事業所がある場合(その他の厚生労働省令で定める場合)

次の(ア)~(イ)のうち、いずれかつを満たす

- (ア) 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定について、市町村介護保険事業計画で定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見直しを確約するため
- (イ) 市町村介護保険事業計画において定める訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の種類ごとの量が算出基準に達していないが、指定によってこれを超えるとき

その他他自治体市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき

解説

協議の目的は小規模多機能等の保護

次頁と似ている制度で、紛らわしいのですが、こちらの制度の特徴は指定拒否も含んでいることです。しかし、サービス事業者の指定は都道府県の大きな権限であるため、国庫には影響力を及ぼせないように、きちんと協議の形を取る必要があります。

また、本制度はあくまで定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等のサービスを守るためのものであるため、指定拒否サービスの全てを対象ではなく、訪問介護、通所介護、ショートステイといった総合サービスのみが規制対象となっています。

「A: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」
「B: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」
「C: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」

「A: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」
「B: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」
「C: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」

「A: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」
「B: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」
「C: 市に訪問介護事業所を開設したいのですが...」

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

→ 第一法規

検索 CLICK!